○東北地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
郡山市熱海町安子島字鹿野畑六〇番一から同市熱海町安子島字山ノ下五番一まで	前	一五・五〇～四五・五〇メートル	一・二二三キロメートル	
	後	一五・五〇～四五・五〇メートル	一・二二三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	郡山市熱海町安子島字鹿野畑六〇番一から同市熱海町安子島字山ノ下五番一まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇番三二から同郡東北町大字大浦字南平二番八七まで	前	一三・四〇～一二〇三・〇一メートル	八・八八三キロメートル	
	後	一三・四〇～一二〇三・〇一メートル	八・八八三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇番一〇一から同郡東北町大字大浦字南平二番八七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
陸前高田市気仙町字福伏一〇三番一から同市気仙町字土手影一四六番一まで	前	A　一一・〇〇～一〇四・〇〇メートル	五・六三〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　A　一一・〇〇～一〇四・〇〇メートル 一四・〇〇～三九六・〇〇メートル	五・六三〇キロメートル 七・八二八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○関東地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	川崎市幸区都町一八番一八から同市幸区都町四七番地先まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
越谷市大字下間久里字前田六〇番一から宇都宮市平出工業団地二番三まで	前	B　A　八・〇〇～九五・〇〇メートル	八四・六二一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　A　二六・〇〇～五三一・〇〇 八・〇〇～九五・〇〇 二六・〇〇～五三一・〇〇	八〇・三五五 八四・六二一 八〇・三五五	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	さくら市馬場字西ノ前一五八番一から同市馬場字宮越五七番一まで	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
〃	矢板市片岡字猪ノ子原二一一六番一から同市片岡字大谷津二〇九六番三八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十五年三月二十二日